

會學濟經學大國帝都京

叢論 經濟

號四第 卷五十五第

月十年七十和昭

論 叢

乘數理論の問題……………文學博士 高田保馬

ナチス的人間像について……………經濟學士 中川與之助

伊太利勞働體制の特徴……………經濟學士 大塚 一朗

資本形成の過程……………經濟學士 中 谷 實

時 論

大東亞日本の確立と大家ダイヤの論理……………經濟學博士 石川興二

研 究

近世絹織業の生産構造……………經濟學士 堀 江 英 一

佛領印度支那の關稅問題……………經濟學士 河 野 健 二

說 苑

國家經濟會と大島貞益……………經濟學博士 本庄榮治郎

附 錄

彙 報

説苑

國家經濟會と大島貞益

本庄榮治郎

明治維新以後西洋經濟學の輸入が盛に行はれ、或は自由主義經濟學、或は保護主義經濟學が唱えられ、或は中立的立場をとる學者もあり、各自西洋經濟學の翻譯及研究に力を致したのであるが、明治二十年代に於て既に經濟問題に關係ある研究會が成立してゐた。添田壽一博士の國家學會雜誌第六卷七十九號に掲げられた「日本に於て經濟學研究の狀況」なる論文によれば、當時既に東京に四の協會があつたがその狀況は大體次の如きものであつたといふ。

(一)經濟協會 種々なる學派より成り會員數百三十人に及ぶ。その多くは新聞記者及官吏であり、地方

に數多の支部を有し、委員を指名して經濟の實際問題を論究した。例へば銀價暴落・日米間の商業・鐵道擴張・工場取締規則・築港問題の如きそれであり、研究の結果を報告してゐるがその報告は極めて價值がある。

(二)日本經濟會 種々の學派より成り、會員數百三十人を超ゆ。商業家若くは衆議院議員が多數である。日本經濟論・本邦地租論の如き懸賞論文を募集し之を出版した。

(三)國家經濟會 保護貿易派であつて、會員數百二十人餘に達す。貴族院議員が多い。内部に潛勢力を養つてゐる。

(四)理財學會 中立派に屬し會員數凡二百二十人、諸學校卒業生及學生より成る。毎月の集會の外に四期の會合があり、名士臨席して經濟に關する公開演説をなす。

その他東京統計協會・スタチスチック協會・國家學會・學士會院等もあつた。

(註)布川孫市氏、田口博士と明治の經濟學界」(東京經濟雜誌 第一八三六號)によれば、明治二十三年專修學校内に理財學會起る旨が記されてある。前記の理財學會のことであらう。

二

今茲に私が問題とするものは國家經濟會である。それについては同會發行するところの「國家經濟會報告」によつて、その経過を知ることが出来る。以下述ぶる所も同報告によるものである。

明治二十三年六七月の交、二三有志の者集まつて同會設立の必要を感じ同志の賛同を得んことを考へてゐたが、發起人相談會が開かれて、その方法順序を定め、國家經濟會の名稱を以て設立の議を決したのは二十三年十月二十七日であつた。此日の集會は京橋松田樓で行はれ、參會したものは左の人々であつた。

谷干城 富田鐵之助 日下義雄 神鞭知常 古莊嘉門 増田繁幸 陸實 紫藤寛治 野澤雞一 大島貞益 金尾稜嚴 寺師宗徳 池邊吉太郎 久島惇徳 (缺席 木下助之 柴四郎)

而して發表された同會の趣意書及規則等は次の如く

國家經濟會と大島貞益

である。

「權力は富力より生ず、未だ富力なくして權力あるを聞かざるなり。今の時に當りて國と國との競争は力の競争に外ならず、生産力の競争に外ならず。獨立の問題は即ち富力の問題なり。一國富力の問題は外國貿易の方法より先きなるは莫し。殊に我國今日の實勢を然りと爲す。今日の實勢に於て吾人の取るべき方法は、唯だ國家經濟主義、即ち各國の自衛自活を主とする經濟主義あるのみ。如何にして此主義を實行すべき乎、之を講究するは今日常に務むべきの急にあらすや。爰に國家經濟會を起して汎く同感の士を招く。

發起人姓名 (イロハ順)

池邊吉太郎 富田鐵之助 大島貞益 神鞭知常 金尾稜嚴
谷干城 野澤雞一 日下義雄 陸實 久島惇徳 山川浩 増田繁幸 古莊嘉門 寺師宗徳 佐々友房 柴四郎 紫藤寛治

規 則

第一條 本會ハ官民ノ區別黨派ノ異同ヲ問ヘス學理上及實際上ヨリ國家經濟主義ノ適用ヲ研究スルヲ目的トス

第二條 本會員ハ各自必要ト認ムル經濟上ノ問題ヲ提出シ會員ノ討議ヲ求ムルコトヲ得

第三條 經濟ニ關スル問題ニシテ討議ニ先チ取調ヲ要スルモノハ評議員ニ於テ一問題毎ニ會員中ヨリ委員ヲ指名シテ其取調ヲ囑託スヘシ

以上によつて同會が如何なる目的を有し、如何なる人々の團體であるか判るであらう。その中に大島貞益の名が見えてゐることを先づ注意せなければならぬ。

三

國家經濟會第一次報告は明治二十三年十一月十三日の出版であり、『本會議題稅權回復を必要とするの程度別冊の通り取調及御報告候也』として國家經濟會取調委員から會員への報告の形式となつてをり、著作者兼發行者は大島貞益となつてゐる。それは大判二十八頁であるが第二回以下は菊判の大きさとなり、大島貞益が署名人となつてゐるのは第一號以下數號である。

第二回報告書には沿岸貿易や三菱助成金のことが論ぜられてゐるが、卷末に本會紀事提要があり、同會の

事業一斑を知ることが出来る。それによると、二十三年十月廿七日の會合で取調に着手することに決したもののうち、(一)各締盟國の我國産物に課する稅率 (二)各締盟國現行の貿易政略 (三)我國稅權恢復を必要とする程度は何れも大島貞益が取調員であり、殊に (一)(二)は大島一人(三)は大島外四人であつた。十一月十三日の會合で大島貞益は『自由論派が保護貿易を難して、保護貿易の少數の製造者を益して多數の消費者を損すといふの非なるを辨するの說』を述べ、十二月二十二日には『輓近地主の減少』について述べたといふ。當時會合は屢々行はれた。即ち十月廿七日から十二月に互つて、十月廿七日、十一月四日、十三日、十七日、二十四日、十二月一日、七日、八日、九日、十五日、二十二日の十一回行はれ、三日も續いて行はれたのを見ても相當盛んに論議されたことを想見し得るであらう。

更に第二十二回報告(二十六年三月五日)には大島貞益の内地雜居論(未完)が掲げられ、第二十五回報告(二十六年六月三十日)

によれば、六月十一日の例會で綿花製品戻税に關する研究に對し大島貞益の質疑があつたことが明かであり、又第二十九回報告(二十六年十二月二十九日)によれば十二月一日に臨時會を開き綿花輸入關稅免除問題を議してゐるが、大島貞益はその際開會の趣旨を演述してゐる。

報告書は回數を追へるものの外、號外として發行されたものがある。二十五年十一月十一日出版の號外は、緒言。第一、締約以來の沿革事歴。第二、海關に關する諸規則。第三、外國貿易に關する各般の統計及内國農工商の業に關する現行條約の影響より成つてゐるが、その緒言中に、外國貿易に關する各般の統計は大島貞益が調査したことが明記されてゐる。

以上は明かに大島貞益の名が明記されてゐるものについて例示したに過ぎぬものであるが、その他の建議書や論稿等にも大島貞益の關係せるものもあることと考へられる。

之を要するに國家經濟會は保護主義論者の組織せるものであり、大島貞益が同會に於て、成立の當初より

前半期に於て、相當有力なる存在であり、指導的立場に在つたものゝ一人であることを認めざるを得ないであらう。

(附記) 國家經濟會報告の最終號は不詳であるが、大體四十八號(二十九年四月頃)までであつて、大島が署名人となつてゐるのは二十四年四月二十三日發行の號外まで、通計五回である。初め大島は國家經濟會の幹事として同誌の編輯にも盡力してゐたが、二十五年七月幹事を神輿知常と交代したといふ。以上は西田長壽氏の教示による所でその厚意を深謝する。尙帝國圖書館で國家經濟會報告(若干缺號あり)を閲覽し得たことに對しても感謝の意を表し度い。